

●香川県告示第281号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成28年9月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許年月日

平成28年9月5日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

丸亀市土地開発公社

丸亀市大手町2丁目3番1号

土地開発公社理事長 徳田 善紀

丸亀市大手町2丁目3番1号

3 埋立区域

(1) 位置

香川県丸亀市昭和町28番、100番3、100番2、100番10、100番11、107番、109番、111番及び蓬萊町58番に接する無番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち①の地点から⑥の地点までを順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点を結ぶ丸亀港の満潮位（D. L. +3.42メートル）における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域

①の地点	二等三角点下真島（北緯34度18分7.6604秒、東経133度45分52.6914秒。以下「基点」という。）から138度20分22秒、1,613.60メートルの地点
②の地点	①の地点から61度49分36秒、5.43メートルの地点
③の地点	②の地点から151度49分36秒、0.69メートルの地点
④の地点	③の地点から61度49分36秒、155.70メートルの地点
⑤の地点	④の地点から331度49分36秒、0.69メートルの地点
⑥の地点	⑤の地点から61度49分36秒、29.64メートルの地点

(3) 面積

41,600.73平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

香川県丸亀市昭和町28番、100番3、100番2、100番10、100番11、107番、109番、111番及び蓬萊町58番に接する無番地の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうちAの地点からRの地点までを順次に結んだ線及びRの地点とAの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点	基点から138度28分37秒、1,612.69メートルの地点
Bの地点	Aの地点から61度49分36秒、75.32メートルの地点
Cの地点	Bの地点から331度49分36秒、60.00メートルの地点
Dの地点	Cの地点から61度49分36秒、120.00メートルの地点

Eの地点	Dの地点から151度57分53秒、222.39メートルの地点
Fの地点	Eの地点から208度18分30秒、139.98メートルの地点
Gの地点	Fの地点から300度05分20秒、25.98メートルの地点
Hの地点	Gの地点から232度00分22秒、54.52メートルの地点
Iの地点	Hの地点から142度18分00秒、22.64メートルの地点
Jの地点	Iの地点から257度21分52秒、7.68メートルの地点
Kの地点	Jの地点から261度12分33秒、40.74メートルの地点
Lの地点	Kの地点から343度43分38秒、16.31メートルの地点
Mの地点	Lの地点から2度07分10秒、48.24メートルの地点
Nの地点	Mの地点から334度38分45秒、122.86メートルの地点
Oの地点	Nの地点から323度32分18秒、4.47メートルの地点
Pの地点	Oの地点から334度48分44秒、24.06メートルの地点
Qの地点	Pの地点から303度31分33秒、6.97メートルの地点
Rの地点	Qの地点から333度47分19秒、1.74メートルの地点

(3) 面積

49,686.77平方メートル

5 埋立地の用途

製造業用地、ふ頭用地、排水施設用地